

障害児福祉手当のしおり（令和7年度）

荒川区障害者福祉課

1. 障害児福祉手当とは

20歳未満で、精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の方に支給される手当です。

2. 対象

20歳未満の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は手当の受給（申請）ができません。

- ① 年齢が20歳以上の方
- ② 施設等に入所されている方
- ③ 当該障害を支給理由とする年金を受給されている方
- ④ 受給者（申請者）本人又は扶養義務者等の前年の所得が一定額を超えている方

<別表>

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（備考）視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3. 所得の制限

この手当には、所得制限があります。受給者（申請者）の所得が所得限度額を超える場合や、受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額以上であるときは、手当は支給されません（所得が制限額以下になった年の翌年の8月分から支給されます。）。

障害児福祉手当における所得額のみかた

・住民税の課税対象となる所得額（給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、合計金額から万円を控除した額）から、下記控除額表の控除額を引いた金額で判断します。

諸控除一覧表

控除の種類	控除額		備考
	申請者本人	配偶者・扶養義務者	
当該雑損控除額	相当額	相当額	
医療費控除額	相当額	相当額	
小規模企業共済等掛金控除額	相当額	相当額	
配偶者特別控除額	相当額	相当額	最高33万円
社会保険料控除額	相当額	8万円	
障害者控除（本人）	—	27万円	
障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	27万円	27万円	

特別障害者控除（本人）	－	40万円	
特別障害者控除（扶養親族・扶養配偶者）	40万円	40万円	
寡婦控除	27万円	27万円	
ひとり親控除	35万円	35万円	
勤労学生控除	27万円	27万円	

※ 扶養義務者とは受給者と生計を一つにしている父母・祖父母・曾祖父母・子・孫・曾孫・兄弟姉妹（血族）のうち最多収入者。単身赴任、二世帯住宅等形式的に世帯を分けていても、生計を一つにしている場合は同一世帯として扱います。

控除後の金額が、下記所得制限限度額表にある金額よりも少ない場合は、手当が支給されます。

所得限度額（単位：円） 令和7年8月～

扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,661,000	6,287,000
1人	4,041,000	6,536,000
2人	4,421,000	6,749,000
3人	4,801,000	6,942,000
4人	5,181,000	7,175,000
5人	5,561,000	7,388,000

※ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、控除対象扶養親族（16歳未満）又は特定扶養親族（19歳以上23歳未満）があるときは、上記の限度額に次の金額が加算されます。

- （1） 申請者本人の場合は、
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ② 控除対象扶養親族又は特定扶養親族1人につき25万円
- （2） 配偶者又は扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

4. 手当額

月額：16,100円（令和7年4月1日現在）

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

5. 申請手続の方法

次の書類を添えて、障害者福祉課の窓口に提出してください。

- ① 所定の診断書等（荒川区障害者福祉課の窓口に備えてあります）
- ② 身体障害者手帳、愛の手帳（お持ちの方）
- ③ マイナンバーカード又は通知カード（配偶者、扶養義務者も必要な場合があります）

※その他、戸籍の謄本又は抄本、所得の証明書などが必要な場合があります。

6. 認定・支給方法

提出された書類を審査し、荒川区が認定の可否を決定します。

認定されると申請のあった月の翌月分から毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの月の前月までの分を受給者本人名義の預金口座に振り込みます。（例：8月に、5月から7月までの3か月分を支給）

7. 受給後の手続

次のような場合は、障害者福祉課の窓口に届け出てください。

- （1） 毎年8月以降引き続き手当を受ける資格を延長するとき・・・現況届
毎年、案内文書をお送りしますので、期日までに必要書類を添えて提出してください。

- (2) 有期認定期間の期限が切れるとき・・・・・・・・・・・・・診断書
提出期限前に案内文書をお送りしますので、診断書を提出してください。提出された診断書を審査し、受給資格の有無を決定します。
- (3) 氏名や住所が変わったとき・・・・・・・・・・・・・受給資格者異動届
主な例は次のとおりです。このような場合は届出が必要であるため、お問い合わせください。
- ① 荒川区外に転出されたとき
 - ② 荒川区内で住所を異動されたとき
 - ③ 死亡されたとき
- (4) 手当を受ける資格がなくなったとき・・・・・・・・・・・・・受給資格喪失届
主な例は次のとおりです。このような場合は届出が必要であるため、お問い合わせください。
- ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されたとき
 - ② 障がいの程度が軽くなったとき
 - ③ 障がいを理由とする公的年金を受給されたとき
- 届出をしないまま手当を受給された場合は、手当の受給資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当の返還をしていただくことになりますので、お気をつけください。

8. お問い合わせ先

〒116-8501
東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区福祉部障害者福祉課 障害児福祉手当担当
TEL03-3802-3111（代表） 内線 2691・2683